

岩手県立大学盛岡短期大学部学位規程

平成 17 年 12 月 27 日

規程第 98 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩手県立大学盛岡短期大学部学則第 33 条第 2 項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第 2 条 岩手県立大学盛岡短期大学部(以下「本学」という。)において授与する学位は、短期大学士とする。

(授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 学長は、学位を授与すべきものと認められた者には、卒業証書・学位記を交付して学位を授与する。

(専攻分野の付記)

第 5 条 学位に付記する専攻分野の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

学科の名称	専攻分野の名称
生活科学科	生活科学
国際文化学科	国際文化

(学位の名称)

第 6 条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岩手県立大学盛岡短期大学部」と付記する。

(学位授与の取消)

第 7 条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は教授会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(卒業証書・学位記)

第 8 条 卒業証書・学位記の様式は別紙様式のとおりとする。

(委任)

第 9 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

